第５回東海村空家等対策審議会　議事録

開催日時	令和８年７月 21 日（火） 14：00～15：30	場　　所	東海村役場４階　403 会議室
出席者	委員／5 名 事務局／5 名		

○議事

１　開会

２　村民生活部長あいさつ

本日は、ご多用のところ東海村空家対策審議会へご参集いただき誠にありがとうございます。任期が改まり初めての審議会になり引き続きご就任いただきました委員の皆様に改めてお礼を申し上げます。

さて、現在、適切な管理が行われていない空家等は、通知を行うことで改善が図られる場合もございますが、一方では維持管理に必要な費用の問題や相続放棄等の問題から、年数を経ても改善が見込めない空家も数多く存在しております。 本日の議事は、前回の会議に引き続き、特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針案と特定空家等に対する措置の方針案についてご審議いただきたいと思っております。これらはいずれも特定空家等に係る基本的な方針でございます。長年改善されない空家への対応を進める上で大変重要な役割を担うものと捉えておりますので、これらの方針をもとに計画的かつ着実に空家対策を進めてまいりたいと考えております。

本日は限られた時間ではございますが、活発な意見交換が行われ、有意義な時間となりますことを期待いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。 本日はどうぞよろしくお願いいたします。

３　議事

【議事（1）　会長及び副会長の選任】

●事務局の提案に基づき，全員一致で会長，副会長が決定。

●東海村空家等対策審議会の組織及び運営に関する規則第５条第１項の規定に基づき，会長が議長に就く。

【議事（２）　特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針（案）】

【議事（３）　特定空家等に対する措置の方針（案）】

●事務局より，特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針（案），特定空家等に対する措置の方針（案）に関する説明が行われ，意見交換の結果，各委員より下記の意見が付された。

①使用する文字や統一性のない記述は統一したほうが良い。

②条文の記載方法を確認すること。

③審議会の意見が採用されるのか確認すること。

④審議会の意見は審査結果に関係なく村長に報告することがわかる記載にしたほうが良い。

●事務局は，上記の意見を反映させた方針を作成し報告することとなった。

【議事（４）　東海村空家等対策計画（第三期計画）
管理不全空家等・特定空家等に関する事項（案）】

●事務局より，東海村空家等対策計画（第三期計画）　管理不全空家等・特定空家等に関する事項に関する説明が行われ，意見交換の結果，各委員より下記の意見が付された。

①文章は分かりやすい表現を用いるとともに，その他の部分についても読みやすくしたほうが良い。

●事務局は，上記の意見を反映させた修正版を作成し報告することとなった。

【議事（５）　その他】

●事務局より，県内の空家等の状況及び，無料空家相談会に関する説明があった。
た。

４　閉会